

格差是正に向けた金融所得税制等改正の提言

—アメリカ投資純利益税を参考にした新たな金融所得税制(富裕層の特別税)の検討

伊藤 公 哉

目 次

1. はじめに
2. 格差拡大の現状と米バイデン政権の意気込み
 - (1) 米バイデン政権の格差拡大是正への意気込み
 - (2) 金融緩和と格差の拡大
 - (3) アメリカにおける資産格差の実態
 - (4) わが国における資産格差の現状
 - (5) わが国の富裕層と所得税負担率
3. 税制改正に向けたわが国のこれまでの議論
4. アメリカの税制とバイデン政権の富裕層増税提案
 - (1) メディケア（高齢者向け公的医療保険制度）の概要
 - (2) 社会保障税と通常のメディケア税
 - (3) 現行の投資純利益税（NIIT）の概要
 - (4) 投資純利益税（NIIT）と同時に創設された追加メディケア税
 - (5) 投資純利益税（NIIT）の税率
 - (6) 投資純利益税（NIIT）導入にいたるまでの経緯
 - (7) バイデン政権の富裕層増税提案
5. わが国の金融所得税制の分析
 - (1) わが国の金融所得税制の概要
 - (2) 金融所得税制の政策目標
6. 格差拡大の是正に向けた制度対応の検討
 - (1) 金融所得の分離課税の税率引上げの検討
 - (2) 金融所得の分離課税に段階的な税率を採用することの検討
 - (3) 税制の中立性と将来的な拡張性
 - (4) 社会保障制度を考慮に入れた税制の設計
7. 本稿の結論

1. はじめに

近時、わが国でも格差問題への社会的な関心が高まるなか、金融所得課税などの政策税制が富裕層優遇ではないかとする批判が出るなど、税制見直しを求める声が高まっている。

本稿では、富裕層の所得の大きな割合を占める資産性所得（とくに金融所得）の税制について分析を行い、また世界最大の資本主義国であるアメリカの税制とその動向等を踏まえて、格差拡大の是正に向けた税制改正（立法論による解決策）を租税法の立場から提言するものである。具体的には、わが国で所得税の累進課税が機能しなくなる富裕層（所得税負担率が低下する所得金額1億円を超える高所得層）を念頭に、その金融所得等の資産性所得（所得税負担率の低下をもたらす所得）に適切な租税負担を課す方法について考察を行う。

2. 格差拡大の現状と米バイデン政権の意気込み

(1) 米バイデン政権の格差拡大是正への意気込み

2021年4月28日、ジョー・バイデン第46代アメリカ合衆国大統領は、就任から100日になるのを前に上下両院合同会議で施政方針について初めての演説を行い、「米国家族計画 (American Families Plan)」を公表した¹。同計画では、全ての3・4歳児への2年間の幼児教育²とコミュニティ・カレッジでの2年間の高等教育の計4年間の教育を無償で提供することや子育て支援等を含む労働者階級への人的投資を約束するものであるが、政府による教育無償化や子育て支援等の歳出面による格差是正策に加え、その財源として個人富裕層に的を絞った増税を行うとする税制による所得再分配をととした格差是正策を提案している³。

(2) 金融緩和と格差の拡大

世界的な潮流として、OECD (2015, pp.249-250) は、富の不平等（資産格差）及び資産の

¹ バイデン政権は米国家族計画 (White House, 2021) 公表の前に、新型コロナウイルス対策や大型経済対策等から構成される「米国救済計画 (American Rescue Plan)」(3月成立済)、インフラ整備で雇用拡大をねらう「米国雇用計画 (American Jobs Plan)」を提案しており、各計画の概要はそれぞれのファクトシートで公表されている。米国雇用計画および米国家族計画は、いずれも国家の中長期的な経済戦略に基づくものであるが、とくに米国家族計画は政府による人的資本への中長期的な観点からの投資であるところが特徴である。この政府による人的資本投資の必要性は、民主党のオバマ政権が掲げた「ミドルクラス・エコノミクス」実現のための政府による人的資本投資の重要性の考え方が基礎にあるといえよう。この点につき、伊藤 (2015) を参照。

² 幼児教育により高校卒業後の大学等の高等教育へのアクセス可能性が高まることを示す研究成果に基づく。この政策はファースト・レディーである教育学者ジル・バイデン博士の影響によるところが大きいと考えられる。

³ 富裕層増税は、昨年の大統領選で掲げた公約でもあることから、バイデン政権の格差拡大是正の強い意志の表れでもある。ただし、バイデン政権の提案は、今後、議会で審議されることとなるため、必ずしも実現可能性が高いわけではない。また、本稿では扱わないが、格差問題とは別に貧困問題等への政策対応が必要とされる。

富裕層への集中に大きな影響を与える要因として金融資産の保有状況を挙げ、富裕層への富の集中度合いが高い国と株価上昇率が高い国との間に高い相関があり、金融資産の価格上昇で資産格差が拡大し富裕層に富が集中したことを示している。

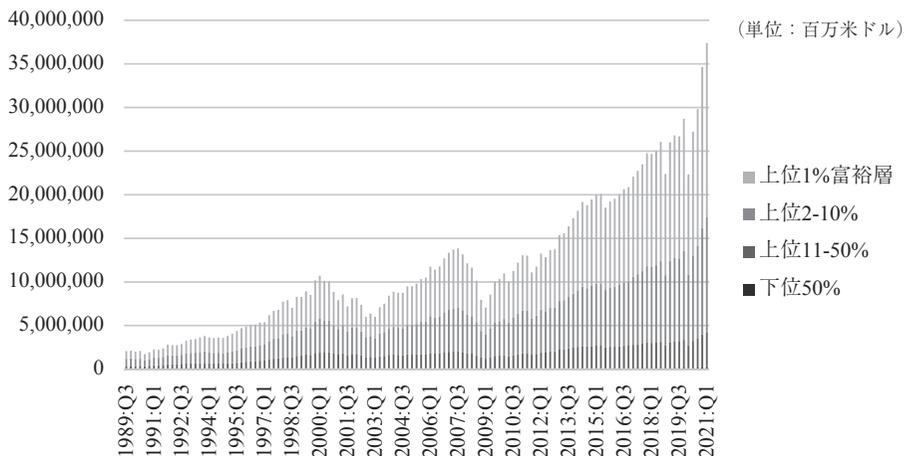
わが国ではバブル経済崩壊後、株式市場の長期低迷から家計の保有資産と所得の伸びの間の相関は比較的低かったが、ここ10年間に限れば、わが国の株式相場も（アメリカほどではないが）上昇傾向にあり、上場株式等の金融資産を多く保有する富裕層の金融所得は増加している。

今日の金融緩和を背景とした株式等の金融資産価格の上昇は資産を持つ者と持てない者との間の格差を拡大させているが、行き過ぎた経済的格差の拡大は、経済的に恵まれない環境の個人から高い教育を受ける機会を奪うこととなるなど、社会が人的資源の潜在能力を十分に生かすことができず社会全体の損失につながる可能性がある。

(3) アメリカにおける資産格差の実態

図表1は、アメリカの家計が保有する株式及び投資信託の四半期推移を示している。直近2021年第1四半期（3月）時点の家計資産のデータによると、上位10%の富裕層（グラフの上位1%富裕層と上位2～10%の合計）世帯が保有する株式及び投資信託の残高は33兆1500億ドルと過去最高を記録したが、1年前の同四半期と比べると約7割も増加し、全世界帯に占める

図表1. アメリカの家計が保有する株式及び投資信託残高の推移



(出所) Board of Governors of the Federal Reserve System, Distribution of Household Wealth in the U.S. since 1989のデータから筆者作成。

(注) 下位50%世帯の資産は全体の1%未満（2021年第1四半期）と僅少なため、チャート上では視認できない。

割合は88.7%に達している⁴。

また、上位1%の富裕層世帯の総資産は過去1年間に約10兆ドル増えており、全世帯の増加分の約4割にのぼる。その一方で下位50%の世帯の総資産は0.84兆ドルしか増えておらず、コロナ禍で富の格差は拡大していたことになる⁵。

アメリカでの格差拡大の経緯についてOECD (2021, pp.20-21)によれば、20世紀のアメリカにおける上位1%の富裕層世帯が保有する資産が全体に占める割合は長い間低下傾向(つまり資産格差が改善傾向)であったものの、1980年代を境に現在にいたるまで上昇(格差が拡大)傾向にあるという。この一因には、1980年代の経済政策(レーガノミクス)以後、アメリカ連邦税制で個人所得税の最高税率が引下げられてきたこと等があると考えられる。

また、2014年にわが国でもベストセラーとなった『21世紀の資本』⁶の著者トマ・ピケティの共同研究者らによる最近の著書『つくられた格差—不公平税制が生んだ所得の不平等』⁷によれば、格差について、アメリカ社会を分断する境界線は上位1%のごく少数の富裕層(平均年間所得150万ドル、\$1=110円換算で1億6500万円)とそれ以外の99%の間にあり、いわゆる一般的なお金持ちとそれ以外の間ではないと主張する(Saez & Zucman, 2019, pp.6-7)。同書の分析によれば、1980年以後、上位1%の富裕層の所得が急増したにもかかわらず、残り99%の所得はあまり増えていないことから、税制が機能不全に陥っているという。

(4) わが国における資産格差の現状

次に、わが国における格差の現状について概観する。野村総合研究所の最近の調査によれば、2019年の純金融資産保有額(株・不動産・預貯金等)が3,000万円未満の「マス層」(4,215万世帯)及び3,000万円以上5,000万円未満の「アッパーマス層」(712.1万世帯)の純金融資産保有額は前回調査(2017年)比で減少した一方、5,000万円以上1億円未満の「準富裕層」(341.8万世帯)、1億円以上5億円未満の「富裕層」(124.0万世帯)及び5億円以上の「超富裕層」(8.7万世帯)の純金融資産保有額はそれぞれ増加しており、とくに、「富裕層」と「超富裕層」の純金融資産保有額は、前回調査以後の2年間で、それぞれ9.3%、15.6%増加したとされ、その要因として株式等の保有資産価格の上昇を挙げている(野村総合研究所, 2020)⁸。

⁴ リーマン・ショック直前の2008年6月時点では85%、IT(情報技術)バブル崩壊前の1999年12月時点でも82%であった。

⁵ Board of Governors of the Federal Reserve System, Distribution of Household Wealth in the U.S. since 1989, <https://www.federalreserve.gov/releases/z1/dataviz/dfa/distribute/table/#quarter:126;series:Assets;demographic:networth;population:all;units:shares> (last visited August 30, 2021).

⁶ Piketty (2014).

⁷ Saez & Zucman (2019).

⁸ 同調査によれば、「超富裕層」及び「富裕層」の世帯数は調査開始(2005年)以降で最多になったとされる。

つまり、わが国でも、株式等の金融資産価格が堅調に推移したことで、(アメリカほどではないにしろ) 富を持つ者と持たざる者の格差が拡大していたことになる。

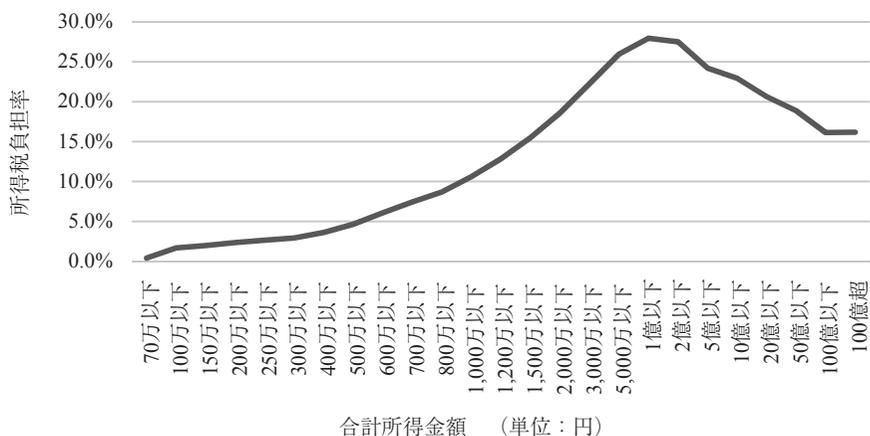
(5) わが国の富裕層と所得税負担率

図表2は、わが国の申告所得者の所得階級別の所得税負担率を示したものである。

給与所得や事業所得等には累進課税が行われることから、ある一定の金額までは所得が増えるほど所得税負担率も高まる関係にある。ところが、所得金額5千万円超1億円以下の階級を頂点に、それ以上の所得階級では所得税負担率が低下し、所得再分配機能が十分に機能していないことがわかる。これは、金融所得(配当所得や株式の譲渡所得等)の多くは比例税率(一定税率)による分離課税が特例的に適用される政策税制のもと、高額所得者ほど所得全体に占める金融所得の割合が高いこと等に基因している。そこで、金融所得税制の比例税率による分離課税制度が、所得税の所得再分配機能を損ねていることになる。

なお、所得税負担率のグラフは、これまでも財務省が作成し政府税制調査会などに提出されてきたが⁹、近年では新聞や雑誌、インターネット上のニュース等のさまざまなメディアを通じて国民の目に触れる機会も増えている。そこで、金融所得税制などの政策税制が富裕層

図表2. 申告納税者の所得税負担率 (令和元年度)



(出所) 国税庁「申告所得税標本調査」(2021年3月)の最新データを用いて筆者作成。

⁹ たとえば、株式等の保有が高所得者層に偏っていることを強調したグラフとして、政府税制調査会(2015, 13頁)。また、平成25年度税制改正により、上場株式等の譲渡所得等に対する税率引上げの結果、平成26年以後、富裕層の所得税負担率が上昇していることを強調したグラフとして、政府税制調査会(2018, 38頁)がある。

また、高額所得者の申告の状況について実証的に分析をした研究として、岡(2014)参照。

優遇なのではないかと国民に不公平を感じさせるようになり、税制の対応に関心が高まっている。

3. 税制改正に向けたわが国のこれまでの議論

わが国の政府税制調査会(2007, 10頁)は、所得税の今後の抜本的な税制改革の方向性として「税体系全体の議論や社会保障を含めた受益と負担の関係にも留意しつつ、その負担のあり方が適切なものとなるよう見直していく必要がある」とし、「社会保障制度とともに所得再分配を担う存在として、所得税の役割を適切に発揮させていくことは重要な課題である。とりわけ、いわゆる格差問題への意識の高まり等から、所得税の所得再分配機能のあり方が問われている」として、格差問題への対応として税制見直しの必要性を謳っている。

また、直近の与党税制改正大綱(自由民主党・公明党, 2020, 17頁)でも、「金融所得に対する課税のあり方について、家計の安定的な資産形成を支援する制度の普及状況や所得階層別の所得税負担率の状況も踏まえ、税負担の垂直的な公平性を確保する観点から、関連する各種制度のあり方を含め、諸外国の制度や市場への影響も踏まえつつ、総合的に検討する」として、金融所得税制の検討の必要性が明記されている¹⁰。ここで「家計の安定的な資産形成を支援する制度の普及状況」とは、「貯蓄から投資へ」の政策のための証券税制におけるNISA等の普及状況を意味しているものと思われる。確かに理屈の上では、家計がNISA等の非課税口座のみで株式投資をする限りは、税率引上げ等の増税の影響は受けないことになる。ただし、税率引上げ等の増税により株式市場参加者を減少させ、ひいては市場の不安定化(株価下落)を招くこととなるならば、結果的に株式投資が敬遠されることになり、これまでの「貯蓄から投資へ」の政策にブレーキをかける可能性があることから、「市場への影響」も踏

¹⁰ 金融所得課税について、「税負担の垂直的な公平性」の観点から検討すべきとする表記は、2016年度以降の与党税制改正大綱で継続してみることができる。2016年度はやや抽象的に「金融所得に対する課税のあり方については、法人実効税率の引下げも踏まえ、税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から、検討する」とある(自由民主党・公明党, 2015)。2017年度は「金融所得に対する課税のあり方について、税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から、諸外国の制度や市場への影響も踏まえつつ、必要な検討を行う」(自由民主党・公明党, 2016)とやや具体的になり、2018年度は「金融所得に対する課税のあり方については、家計の安定的な資産形成を支援するとともに税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から、関連する各種の制度のあり方を含め、諸外国の制度や市場の影響も踏まえつつ、総合的に検討する」(自由民主党・公明党, 2017)とNISA等を意図する文言が含まれ、2019年度は「金融所得に対する課税のあり方について、家計の安定的な資産形成を支援するとともに、所得階層別の所得税負担率の状況も踏まえ、税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から、関連する各種の制度のあり方を含め、諸外国の制度や市場の影響も踏まえつつ、総合的に検討する」(自由民主党・公明党, 2018)と所得階層別の所得税負担率に関する言及がなされ、2020年度は「金融所得に対する課税のあり方について、家計の安定的な資産形成を支援する制度の普及状況や所得階層別の所得税負担率の状況も踏まえ、税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から、関連する各種の制度のあり方を含め、諸外国の制度や市場の影響も踏まえつつ、総合的に検討する」(自由民主党・公明党, 2019)と、時系列的に比較をすると、徐々に目指すべき方向性が具体的になっている。

まえつつ検討することとされている。

ところで、租税法においては、所得税では公平が最も重要な原則とされ、所得税の負担を納税者間に公平に分配することがなによりも必要であるとされていることから¹¹、公平を損なっても資産性所得の軽減を図るべきとする安易な主張には慎重な姿勢が求められている¹²。資産性所得が多く担税力の高い富裕層の租税負担率が、勤労性所得中心の相対的に担税力の低い一般的な納税者の租税負担率よりも低いとするならば、税制としての対応が必要とされるのである¹³。

そこで、本稿は、わが国で累進課税が機能しなくなる富裕層（具体的には所得税負担率が低下する所得金額1億円を超える高所得層）を念頭に、金融所得等の一定の資産性所得（所得税負担率の低下をもたらず分離課税で比例税率の適用される所得）に適切な租税負担を課す方法について考察を行うものである¹⁴。

4. アメリカの税制とバイデン政権の富裕層増税提案

バイデン政権の富裕層増税の提案を検討するにあたり、まず、関連のある現在のアメリカの連邦税制及び社会保障制度を概括する¹⁵。

¹¹ 金子（2002, 3-4頁）。

¹² 田中（2002）。

¹³ もっとも、富裕層が相応しい租税を負担しているかどうかは現実には社会として許容できるかどうかの程度の問題（何をもちて十分かどうかは見方により異なる）であり、本来、民主主義のもとにおいて最終的には政治（国民の代表者の集まりである国会）が判断すべき問題である。

¹⁴ 富裕層の純財産というストックを課税の対象とする富裕税（純財産税）の研究として、海外ではPiketty（2014）、Saez & Zucman（2019）が有名であり、わが国では梅田（1982）、菊谷（2016）などがある。また、金子（1991, 32-34頁）はフラット所得税と一般資産税（個人の純資産額に対して累進税率で課税）の組み合わせの可能性について指摘され、金子（2000, 22-23頁）では（すべての所得を比例税率で課税したうえで）「累進的純資産税（富裕税）」の導入を提唱されておられる。本稿は、富裕層の財産からの所得というフローを課税の対象として検討するものである。また、所得税負担率のチャートを用いて富裕層の負担率が低下している実態の問題提起を目的とする文献は多いが、具体的な解決策を検討したものはほとんど見あたらない。そのようななか、森信茂樹教授は「金融所得税制の見直しは急務である。見直しに当たっては一律に税率を引き上げるのではなく、より精緻に考えていく必要がある。」として「年間合計所得1000万円の者の実効税率は10.6%であり、彼らにとっての金融所得の税率15%はすでにそれを上回る負担となっている。これが均衡するのが、所得1500万円のところである。」という問題意識のもと、金融所得に対する税率（15%）が合計所得の実効税率を下回る（つまり金融所得を優遇扱いです）ことのないようにする目的で、「一定以上の金融所得（例えば100万円）について税率を引き上げる（例えば30%）、あるいは申告所得が1500万円超の者の税率を引き上げるといような、2段階にすることが考えられる。源泉分離課税となっている利子所得はすぐには対応できないが、配当と株式譲渡益は特定口座ですべて番号付きで把握されており名寄せができるので、上記のような引き上げは実行可能だ。とりわけ前者の方法が簡素だろう。」という見解を示しておられる（森信, 2021）。

本稿は格差拡大是正の観点から所得税の累進課税が機能しなくなる富裕層、具体的には所得税負担率が低下する所得金額1億円を超える高所得層に焦点を絞った対応について考察するものである。

¹⁵ アメリカ連邦税制全般については、伊藤（2021）を参照。

(1) メディケア（高齢者向け公的医療保険制度）の概要

アメリカには、65歳以上の高齢者及び障害者等を対象とする公的医療保険制度としてメディケア（Medicare）が存在する¹⁶。メディケアには、現在、主として65歳以上の高齢者及び障害者等の病院の入院費用や在宅医療等に適用される「パートA：病院保険（HI: Hospital Insurance）」、医師の診察費等に適用される「パートB：補足的医療保険（SMI: Supplemental Medical Insurance）」、処方薬に適用される「パートD」がある（オリジナルのメディケアにはパートAとパートBが含まれるが、パートDを任意で追加可能）。また、上述のオリジナルのメディケアにかえて、メディケアから承認された民間企業により提供されるこれらの保険のパッケージである「パートC、メディケア・アドヴァンテージ（Medicare Advantage）」に入ることもできる。

このうちパートA（HI）の財源は、主にメディケア税（Medicare tax）により賄われている病院保険信託基金（HI trust fund）であるが、高齢化の進展と医療費高騰によりその財政状態は極めて厳しい。

(2) 社会保障税と通常のメディケア税

アメリカには、公的年金制度「高齢者、遺族及び障害者保険（Old-Age, Survivors, and Disability Insurance (OASDI) Program）」のための社会保障税（OASDI tax, social security tax）の税制が存在し、同税は従業員の賃金等の金額に対して課され、雇用主は、従業員の賃金等の金額の6.2%を賃金等の支給時に源泉徴収し、さらに同額（税率6.2%）の雇用主負担分等とあわせて納税することとされている¹⁷。

また、通常のメディケア税も、社会保障税と同様、従業員の賃金等の金額に対して労使で1.45%ずつ計2.9%を納めることとされている¹⁸。

(3) 現行の投資純利益税（NIIT）の概要

2013年以後、通常のメディケア税に加え、個人（合衆国市民及び居住者）等の納税者の投資純利益に3.8%の税率で投資純利益税（NIIT: Net Investment Income Tax）が³（通常の所得税に加えて）課されるようになった¹⁹。投資純利益税は、その課税の対象について、金融所得の

¹⁶ アメリカ合衆国のメディケア制度について紹介する文献として、中川（2011）、樋口（2019）などがある。

¹⁷ ただし、「高齢者、遺族及び障害者保険（Old-Age, Survivors, and Disability Insurance (OASDI) Program）」のための社会保障税の納税額には上限があり、2021年の場合、賃金等の金額が\$142,800に至るとその年の納税（抛出）は終了することになる。See 26 U.S.C. § 31(b)(1); 26 C.F.R. § 1.31-2. なお、本稿のメディケア税等に関する記述の多くは、伊藤（2021, 649-653頁）をもとにしている。

¹⁸ メディケア税には（社会保障税とは異なり）納税額の上限は適用されない。

¹⁹ 26 U.S.C. § 1441; 26 C.F.R. § 1.1411-2.

みならず、わが国でいうところの不動産所得、譲渡所得等の資産性所得を広く対象としていることから、非勤労性所得メディケア拠出税（Unearned Income Medicare Contribution Tax）ともいう。

個人納税者につき投資純利益税の課税の対象とされるのは、①一定の資産性所得である投資純利益、または、②所得を合算した修正後調整総所得のうち一定額（夫婦合算申告者及び適格寡婦（寡夫）は\$ 250,000、その他の申告資格の個人納税者の場合\$200,000）超過部分の金額の（①又は②の）いずれか小さい方の金額とされている²⁰。そこで、実質的に、修正後調整総所得が一定額を超える高額所得者の投資純利益（の一部又は全部）に課税される仕組みとなっている。

投資純利益（net investment income）は、一般に、①利子・配当・年金・使用料・賃貸料等（ただし、通常の営業若しくは事業の過程から稼得された所得を除く²¹）からの総所得（gross income）、②消極的活動（passive activity）又は金融商品若しくはコモディティ（financial instruments and commodities）取引の営業若しくは事業からの総所得、および、③事業用資産を除く財産の売却等処分に基因する課税所得計算に算入された純利得の（①～③の）合計金額から、所定の所得控除項目を減算することで計算される²²。そこで、特定の投資対象からの所得を課税の対象とするものではなく、富裕層の資産性所得全般を幅広く課税の対象としている（既存の所得課税で用いられている所得区分の垣根を横断的に束ね直し広く課税の対象に含めている）ことから、税制の経済的な中立性が保たれている。

なお、居住用財産を売却した際の特例や非課税債券の受取利息等の非課税の所得は、総所得（gross income）を構成しないことから、投資純利益の計算に含まれない。つまり投資純利益税は、所得税で課税の対象とされる所得を対象とした広義の附加税（surtax）であり、所得税の課税の対象とはされていない所得（非課税所得等）には課されないこととされている。これにより税制の簡素化につながっている。

(4) 投資純利益税（NIIT）と同時に創設された追加メディケア税

2013年以後、賃金等の金額が一定額を超過する高額所得者には、通常のメディケア税に加え、超過分につき0.9%の税率で追加メディケア税（additional Medicare tax）が課される。ここで、追加メディケア税の対象とされる一定額は、\$200,000（ただし、夫婦合算申告者は\$ 250,000、

²⁰ 26 U.S.C. § 1441(b).

²¹ ただし、バイデン政権の富裕層増税の提案に基づく財務省のグリーンブックでは、公平性の観点から高額所得者の事業所得等にも3.8%の税率で課税すべきとする改正案が示されている（U.S. Department of the Treasury, 2021, pp.65-67）。

²² 26 C.F.R. § 1.1411-4(a).

夫婦個別申告者は\$125,000)である²³。なお、追加メディケア税(税率0.9%)は、被用者のみの負担とされ、通常のメディケア税と異なり雇用主には課されないこととされている²⁴。

(5) 投資純利益税 (NIIT) の税率

投資純利益税 (NIIT) の3.8%の税率は、勤労性所得である賃金等に課税される通常のメディケア税の従業員負担分の税率1.45%、雇用主負担分の税率1.45%、および投資純利益税 (NIIT) と同時に導入された賃金等が一定額を超過する高額所得者に課される追加メディケア税の税率0.9%の合計と等しくなるように設定されている。これにより、高額所得者の追加的な租税負担について、勤労性所得と資産性所得に経済的に中立的な課税が行われていることになる。

ただし、追加メディケア税は税法(アメリカ連邦税法である内国歳入法典の構成および財務省規則の構成)上でメディケア税と同じ雇用関連諸税 (employment taxes) に区分されるのに対して、投資純利益税は所得税 (income taxes) に区分されている(投資純利益税の税収は所得税と同じ政府の一般財源を構成する) ことなどから、経済的に中立性を保つための税率水準の設計となっているものの、法律上は異なる位置づけとされている²⁵。

(6) 投資純利益税 (NIIT) 導入にいたるまでの経緯

投資純利益税 (NIIT) の導入までの道程は平たんなものではなく、議論の当初より紆余曲折があった²⁶。発端は、オバマ政権の医療保険制度改革(いわゆるオバマケア)のための財源確保の必要性から2009年に始まる。当初(2009年7月)、下院は高額所得者の高額所得部分への段階税率(1%、1.5%又は5.4%)の附加税の導入による財源確保を提案していた。具体的には、夫婦合算申告者の場合、その修正調整総所得のうち\$350,000超\$500,000以下の所得金額につき1%、\$500,000超\$1,000,000以下の所得金額につき1.5%、\$1,000,000超の所得金額に5.4%の税率を適用し個人所得税に加えて課税を行うとするものであった。なお、単身者や特定世帯主等の独身者の場合、その修正調整総所得のうち\$280,000超\$400,000以下の所得金額につき1%、\$400,000超\$800,000以下の所得金額につき1.5%、\$800,000超の所得金額に5.4%の税率を適用することとされていた (Joint Committee on Taxation, 2009a, pp.24-25)。

²³ 26 U.S.C. § 3101 条 (b)(2); 26 C.F.R. § 31.3102-4.

²⁴ 自営業者についても同様に、高額所得者の自営業者利益には追加メディケア税が課されることとされている。

²⁵ 通常のメディケア税及び追加メディケア税は内国歳入法典の Subtitle C - Employment Taxes (3101 条以下) に規定されているが、投資純利益税は所得税と同じ Subtitle A - Income Taxes に規定されている。

²⁶ 投資純利益税 (NIIT) 導入までの歴史的経緯の分析については、Kofsky & Schmutz (2018, pp.26-32) が詳しい。

他方で上院は、(下院が提案した附加税の導入ではなく)いわゆるキャデラック税(医療費の伸びを抑制するための高額医療保険料への流通税)の導入等による別の方法による財源確保を提案した(Joint Committee on Taxation, 2009b, pp.1-2)。

その後、下院及び上院の提案内容の修正を経て、2010年2月にはオバマ大統領による(投資純利益税の前身となる)非勤労性所得(利子・配当・年金所得等)への2.9%の追加課税の提案がなされ、翌3月にオバマ政権のもとで成立した医療保険改革法(ACA)²⁷により現在の投資純利益税が創設されるにいった²⁸。

投資純利益税は、上述のとおり、上院により提案されたキャデラック税の代替財源であった経緯などから、現行税制上で(メディケアのための信託基金ではなく、所得税と同じく)連邦税府の一般財源を構成することとされている²⁹。

(7) バイデン政権の富裕層増税提案

バイデン政権の富裕層増税の提案について、米国家族計画(American Families Plan)³⁰及び財務省によるグリーンブック³¹をもとに概要を整理すると次のとおりである。

個人富裕層をターゲットとする所得税増税の内容は、まず、個人所得税の最高税率を(現行の37%から)39.6%に引き上げる(トランプ政権前の税率水準に戻す)³²こと、次に、年間の調整総所得が100万ドル(\$1=110円換算で1億1000万円)超³³の納税者の長期資本利得(いわゆるキャピタルゲイン)及び適格配当所得には、(現在、最高20%³⁴の軽減税率適用のところ)給与所得や事業所得等に適用される総合課税の最高税率と同じ税率(つまり39.6%³⁵)を適用すること、その他にも課税漏れを防ぐための税制改正案などが含まれている³⁶。このうち、

²⁷ Patient Protection and Affordable Care Act (ACA), Pub. L. No.111-148, 124 Stat. 119 (2010). オバマケア(Obamacare)とよばれる国民皆保険制度の導入を目指した法律として知られている。

²⁸ 導入当初は投資を抑制する負の経済作用が懸念されたが、結果的にアメリカの金融市場は好調であり杞憂であった。

²⁹ なお、バイデン政権の提案には、投資純利益税を通常のメディケア税と同様にメディケアのための信託基金の財源とすることが含まれている。

³⁰ 米国家族計画(White House, 2021)には教育政策等を含む多くの内容が含まれているが、ここでは本稿のテーマに関係のある富裕層増税に焦点をあてて紹介をする。

³¹ U.S. Department of the Treasury (2021, pp.59-102).

³² 当該増税案の対象となる納税者は、2022年の場合、\$509,300超の課税所得の夫婦合算申告者等、\$481,000超の課税所得の特定世帯主、\$452,700超の課税所得の単身者、\$254,650超の課税所得の夫婦個別申告者であり、すなわち高額所得者(富裕層)である。

³³ ただし、夫婦個別申告者には50万ドルを適用する。

³⁴ 投資純利益税(NIIT)を含めると23.8%(=20.0% + 3.8%)になる。

³⁵ 財務省のグリーンブックでは、1点目の最高税率を39.6%に引上げる提案と、この2点目の提案は別のものであるため37%と表記されている。なお、仮に2つの提案が両方とも実現した場合の限界最高税率は、投資純利益税(NIIT)を含めると43.4%(=39.6% + 3.8%)になる。

³⁶ この他、個人所得税については、相続により取得した財産の税務基準額(わが国の取得費に相当)につき相続時点の時価に洗い替える方法が廃止され、原則として被相続人の税務基準額を引き継ぐこと

本稿では2点目の長期資本利得及び適格配当所得の取扱いについて検討を加える。

現在の長期資本利得及び適格配当所得の軽減税率適用（所得の金額に応じて0%、15%又は20%の段階的比例税率を適用）による分離課税での優遇税制は、経済成長や証券投資の中立性といった経済的な（マクロ的な）側面からの政策税制である。しかし、その反面で、結果的に富裕層の所得の大きな割合を占める金融所得等の資産性所得への課税が給与所得や事業所得等の勤労性所得よりも軽課となることから、富裕層優遇税制ともとられ、格差拡大の弊害が指摘されていた。

バイデン政権による富裕層増税の提案は、中低所得者にとっての増税は一切含まれておらず、あくまでも富裕層に的を絞った格差拡大の是正を目的とする税制改正の提案といえる³⁷。

5. わが国の金融所得税制の分析

(1) わが国の金融所得税制の概要

わが国の現行の所得税制は総合課税制度が原則であるが、一定の金融所得には次のような租税特別措置としての分離課税制度が適用される³⁸。なお、資産性所得のうち、利子所得・配当所得・上場株式等の譲渡所得等をとくに金融所得という。

利子所得は、わが国において主に戦後の産業復興（資本蓄積促進）という経済政策を背景に、国民の貯蓄を結集させる目的で優遇税制が用いられてきた。たとえば、マル優（少額貯蓄非課税制度）等の非課税制度³⁹が存在し、また課税される場合であっても、多くの場合、一定の比例税率による源泉分離課税が適用される。

現在、利子所得の課税方法について、所得税法上では総合課税の対象とされているが、預

とされる（又は時価に洗い替えるために遺産段階で課税される）増税や、さらにビットコイン等の暗号資産の課税を適正に行い課税逃れを確実に防止する施策等が含まれている。また、「米国雇用計画」の財源として、法人所得税につき最高税率を28%に引上げる等の企業増税や国際税務分野の制度改革（例えば多国籍企業への課税強化ための施策等）が含まれている。

³⁷ つまり、バイデン大統領の提案は、包括的所得概念のもとで金融所得課税に総合課税の累進税率を適用すべきという主張とは異なる。

³⁸ わが国の金融資産及び土地・建物等の譲渡所得の税制は、租税特別措置法に規定された政策目標実現のための典型的な政策税制であり、富裕層の現行の分離課税制度の適用による納税額と、所得税法上の原則である総合課税により算定する場合の税額（本来負担すべき税額）との差額は、租税特別措置法により規定された政策目標のための租税支出（tax expenditure）として捉えることができる。そこで、仮に社会の変化に対応させるため政策を変更する場合には、（過去の土地・建物等の譲渡所得の税制改正等と同様に）個々の租税特別措置を修正又は廃止することになるだろう。さらに、環境変化等を背景に、租税特別措置によりもたらされる弊害及び租税支出が、その見込まれるメリットを上回るようになった場合にも個々の租税特別措置を修正又は廃止する検討が必要とされよう。他方で、現在の租税特別措置がなお必要であるものの、新たな社会問題に対応するために新たな租税特別措置が必要とされる場合もあるだろう。政策目標の内容によっては、ある特別措置が別の特別措置の効果を減殺することもあり得る。

³⁹ 現在では障害者等に対象が限られているが、2005年までは高齢者も対象とされ、さらに1988年3月以前は誰でも利用できた。

貯金の利子（一般利子等）は、その支払を受ける際に原則として15.315%（他に地方税5%）の税率で所得税及び復興特別所得税が源泉徴収され、これにより納税が完結する一律源泉分離課税の対象となる（確定申告をすることはできない）。また、金融所得一体課税のなかで、2016年以後に支払を受けるべき国債、地方債、公募公社債、上場公社債などの一定の公社債や公社債投資信託など（特定公社債等）の利子等については、その支払を受ける際に15.315%（他に地方税5%）の税率で所得税及び復興特別所得税が源泉徴収されるとともに、申告分離課税の対象となるが、確定申告しないこと（申告不要制度）も選択できる。そこで、納税者の多くは確定申告を要しないことになり、このような簡素な制度は納税者にも国にも大きなメリットとして機能してきた⁴⁰。

配当所得は、利子所得と同様に源泉徴収の対象とされている⁴¹。その課税方法について、所得税法上では配当所得は原則として総合課税の対象とされているものの、租税特別措置法に特例措置が設けられている。すなわち、たとえば少額配当等については確定申告をしないで源泉徴収で済ませる申告不要制度を利用することができ、また上場株式等の配当等（ただし、大口株主等を除く）には金融所得一体課税のなかで15.315%（他に地方税5%）の税率による所得税及び復興特別所得税の源泉徴収だけで済ませる確定申告不要制度を選択するか、または申告する場合は（総合課税に代えて）15.315%（他に地方税5%）の所得税及び復興特別所得税の税率による申告分離課税を選択することもできる。

株式等の譲渡所得は、わが国において1953年から1989年3月までの間、原則として非課税とされてきた。現在では、株式等の譲渡所得は、比例税率（所得税及び復興特別所得税15.315%、他に地方税5%の税率）による申告分離課税が用いられている。

また、証券会社等に特定口座を開設し、その口座内で生じる所得に対して源泉徴収することを選択した場合には、当該特定口座における上場株式等の譲渡による所得は原則として申告不要を選択できる。なお、源泉徴収選択した特定口座内での上場株式等の譲渡損失は、金融所得一体課税のもとで当該口座に受け入れた上場株式等に係る一定の利子等及び配当等との損益通算が行われる（上場株式等に係る利子等の金額及び配当等の金額からその譲渡損失の金額を控除した金額に対して源泉徴収が行われる）⁴²。

さらに近年では、金融所得一体課税の取組みのなかで「個人の株式市場への参加を促進す

⁴⁰ わが国では、源泉徴収制度は確実な徴税の方法として多用されてきた。

⁴¹ 配当等の支払の際に、上場株式等以外の配当等には20.42%（地方税なし）の税率で、上場株式等の配当等には一般に15.315%（他に地方税5%）の税率で、所得税及び復興特別所得税が源泉徴収される。

⁴² 源泉徴収選択した特定口座内で生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額について、他の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び他の上場株式等に係る利子等の金額及び配当等（配当等については申告分離課税を選択したものに限る）の金額から控除するときは、（その源泉徴収口座に係る上場株式等に係る利子等の金額及び配当等の金額は確定申告不要制度を適用できないことから）確定申告をする必要がある。

る」⁴³ことを目的としたNISA（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）などの政策的な非課税制度も創設されている。

なお、土地・建物等の譲渡所得の課税方法についても、租税特別措置法により分離課税が採用されている⁴⁴。

このように、資産性所得の課税制度について、所得税法上では累進税率の適用を受ける総合課税を規定しているものの、種々の政策目標のため、租税特別措置として比例税率による分離課税等の特例が適用されることとなる。

そこで、わが国の資産性所得（金融所得及び土地・建物の譲渡所得等）の税制は、種々の政策の特別措置を継ぎ接ぎに組み合わせたパッチワーク状態になっている⁴⁵。

(2) 金融所得税制の政策目標

わが国の現行の所得税制は、所得再分配の機能を備えた累進税率による総合課税を原則としつつも、金融所得については政策目的のため比例税率による分離課税が適用され、再分配機能を低下させている。本来、金融所得等の資産性所得は給与所得等の勤労性所得よりも担税力の点で優っているにもかかわらず各種の租税特別措置により優遇されているために、資産性所得軽課（相対的に勤労性所得重課）となっている（金子，2019，219頁）。その結果、富裕層の所得のより大きな割合を占める金融所得（資産性所得）への課税が給与所得等の勤労性所得よりも軽く、格差拡大の一因となり、また国民のあいだに富裕層優遇の税制になっているとする不公平感が生まれている。

金子教授によれば、現行の金融所得税制が租税の公平負担の原則に反するとしつつも、その必要性として、「①金融資産は移動性が大きく、金融所得に勤労性所得なみに課税すると、金融資産が税負担の低い外国に移動し、かえって税収が減少するおそれのあること、②外国からの資本の導入を奨励するためには、金融所得に対して軽く課税する必要があること、③分離して低目の比例税率で課税するのは制度として簡素であるのみでなく、金融所得に対する課税の中立性、効率性を維持するのに必要である（好ましい）こと等」の3点の理由を挙げられ、「経済政策的に必要であるという理由から、この制度は長期間にわたって存続する

⁴³ 政府税制調査会（2009）28頁。佐々木（2010）103頁。

⁴⁴ 長期譲渡所得（譲渡の年の1月1日現在で所有期間が5年を超える場合の譲渡益）には、一般に、所得税としては15%の比例税率が適用され、また、短期譲渡所得（譲渡の年の1月1日現在で所有期間が5年以下の場合の譲渡益）につき、一般に、所得税としては30%の比例税率が適用されるなどの特例措置が設けられている。この他、土地・建物等の譲渡益については、種々の目的に応じた多くの特例が租税特別措置法に規定されている。

⁴⁵ ここで紹介した内容は一例にすぎず、紆余曲折を経て多くの特別措置が存在する。さらに、近時、一部納税者による行き過ぎた租税負担の軽減に歯止めをかけるための法改正が繰り返されることでますます複雑なものとなっている。

ことになる」と予想される。」と評価されておられる（金子，2019，207頁）。経済のグローバル化の流れのなかで、いわゆる逃げ足の速い資金を国内に取り込むためには金融資産の税制を優遇せざるをえないとする⁴⁶国際的な側面からの金融所得軽減の必要性は、わが国だけではどうすることもできない理由と考えられる。

さらに、わが国の国内に目を向ければ、リスクを伴う株式等の金融資産への投資よりもリスクの低い預貯金を選好する家計行動のみられるわが国の特殊事情のなか、「貯蓄から投資へ」のための環境整備としての税制対応の必要性がある。わが国の金融所得一体課税は、「貯蓄から投資へ」の政策的要請を受け、一般投資家が投資しやすい簡素で中立的な税制を構築する観点から、現行の分離課税制度を再構築するもの⁴⁷として位置づけられ、これまで着実に成果をあげてきた。そこで、金融所得一体課税の対象範囲はこれまで徐々に拡大されており⁴⁸、また現在もなお推進する方向にある⁴⁹。

ただし、国際的な動向を踏まえた所得税制の改革の方向性としては、現行の金融所得税制はあくまでも過渡的な制度にすぎないとも考えられている⁵⁰。そこで、長期的展望から望ましい税制としての抜本的な税制改革を議論するのであれば、支出税論等を踏まえた検討をする必要があり、その場合には個人レベルの所得税のみで完結するものではなく、法人税の税制（たとえばキャッシュフロー法人税）を含む抜本的な再検討が必要とされよう⁵¹。もっとも、現在問題となっている格差拡大の是正は喫緊に対処すべき課題であり、抜本的な税制改革を待つことはできない。そこで本稿は（長期的展望としての抜本的な税制改革について検討するものではなく）わが国の格差拡大を是正することに焦点をあてることとする。

6. 格差拡大の是正に向けた制度対応の検討

(1) 金融所得の分離課税の税率引き上げの検討

現状の課題解決策として最初に思い浮かぶアプローチは、金融所得の分離課税の税率の引

⁴⁶ また、わが国の金融所得一体課税に影響をあたえた北欧の二元的所得税論で、資本は労働よりも流動性が高い（価格弾力性が大きい）という前提のもと、資本所得には低税率で分離課税することが望ましいとする考え方があり。

⁴⁷ 政府税制調査会金融小委員会（2004）。

⁴⁸ 金融庁金融所得課税の一体化に関する研究会（2021，3頁）。「金融商品間の課税の公平性・中立性を図り、個人投資家にとって簡素で分かりやすい税制を実現することを通じて、投資環境を整備するとの観点から、これまで金融所得課税の一体化の対象範囲の拡大を順次進めてきた」とある。

⁴⁹ たとえば金融庁の金融所得課税の一体化に関する研究会では、金融商品間の損益通算の範囲にデリバティブ取引を含める検討が進んでいる。

⁵⁰ 代表的な研究として、岩崎（2011）参照。

⁵¹ たとえば、トランプ政権発足時の税制改正の際に注目された経済成長を促進する税制の議論などでも、個人レベルで貸金税を課し資本課税を廃止する設計が議論されている。伊藤（2017）の第2章（下院共和党案の背後にある租税理論としての望ましい税制）第1節（望ましい税制としての「法人税」の議論）を参照。

上げであろう。わが国においても、過去、いわゆる株価対策として⁵²2003年度の税制改正で導入された上場株式等に対する10%（所得税7%、住民税3%）の軽減税率は、平成25年度税制改正により2013年末をもって廃止され、2014年以後20%（所得税15%、住民税5%）⁵³に引上げられている。

また、将来的な検討として、2016年の政府税制調査会では、「所得再分配機能を高める観点からは、金融所得の分離課税の税率を国税、地方税合わせて20%から25%に引き上げていくことも課題ではないか」とする委員の意見も記録されている⁵⁴。

しかし、日本証券業協会の試算⁵⁵によれば、現在の所得税15%という税率は、全納税者（申告納税者及び申告なしの給与所得者）の約96%（約4,950万人）にとって、勤労所得等の一般の所得税負担率より高いものとなることから、金融所得の税率引上げは富裕層増税として機能せず、むしろ大衆増税になるという⁵⁶。

このように、現状で、金融所得の一律の税率引上げは、一般的な給与所得等の総合課税の適用税率と逆転することになり、現役世代の老後生活に備えた自助努力として徐々に普及しつつある「貯蓄から投資へ」という政策目標達成にブレーキをかけることになるだろう⁵⁷。一般的な所得層の納税者による証券投資は今後とも促進されるべきであり、格差拡大是正のためには、あくまでも富裕層の租税負担率の低下という課題に焦点を絞った対応をすべきであろう。そこで、現行の分離課税につき一律の税率引上げは、簡素で分かりやすいという点で長所はあるが、証券市場ひいてはわが国経済に与える影響が過大であることから適切ではない⁵⁸。格差拡大の是正のためには、増税の対象を富裕層に絞ることが効果的である。

ところで、わが国の証券市場に多くの投資者が集まり活発な取引が行われること（わが国の証券市場の厚みが増すこと）は、証券市場での日々の適正な価格形成を確かなものにし⁵⁹、

⁵² 政府税制調査会（2007）によれば、上場株式等に対する10%（所得税7%、住民税3%）の軽減税率は、2003年度の税制改正において「当時の景気の落ち込みや株式市場の低迷、金融機関の不良債権問題に対応するため、時限的な市場対策として導入されたもの」とされている。

⁵³ 復興特別所得税をあわせると国税15.315%、地方税5%、計20.315%となる。

⁵⁴ 政府税制調査会（2016、7頁）。同旨の政策提言として、森信（2016、48-57頁）。

⁵⁵ 日本証券業協会ほか（2020、46頁）。

⁵⁶ 日本証券業協会ほか（2020、45頁）。さらに、「金融資産保有額が多い層は、収入を年金に依存している高齢者が中心」であるとして「税率引上げにより、特に年金に依存している高齢者に与えるダメージが大きい」との懸念も示されている。

⁵⁷ とくに長年にわたりリスクを過度に避ける風潮のあるわが国の特殊事情を踏まえると、これまで積み重ねてきた「貯蓄から投資へ」の政策努力を台無しにするおそれがある。

⁵⁸ また、ロックイン効果による負の影響（市場の歪み）をもたらす可能性も否定できないことから、税率の大幅な引上げは望ましくない（実現主義を用いる所得税制のもとで、取得コストが低く含み益の大きい優良資産ほど納税者は手放すことを躊躇する傾向があり、ロックイン効果として知られている）。

⁵⁹ 株式市場の参加者が減少すると、たとえば市場が資本力のある外資ファンドの食いものにされ（過去には東京市場でいわゆる売り崩しが行われた）、实体经济にまで深刻な悪影響を及ぼす可能性がある。

また、市場に厚みがなく、売りたいときに売れないような市場では安心して投資することができな

わが国の証券市場に対する信頼を高めることにつながる。資本を必要とする産業に安定的にリスクマネーを供給する証券市場へのアクセス向上は、成長企業にリスクマネーを供給することで新たな雇用と経済の活性化をもたらすなど、わが国にとっての国益につながる。そこで、いわゆるNISA等による少額投資の非課税制度を拡充すれば税率を引上げておかまわなまいだろうというような狭い視野での議論は適切ではない。NISAによる株式投資は、そこで生じた損失は税務上ないものとみなされることから、実際のところ、大手鉄道会社やメガバンク、大手製薬会社、大手食品会社といった成熟産業に属する安定した高配当企業の株式取得に多く利用されているが、比較的大きな株価変動リスクを伴う成長企業等への投資には向かない。つまり、NISA等は個人や家計といったミクロの目線で、老後に備えた家計資産の「貯蓄から投資へ」の促進に有効な政策税制であるが、それがマクロ的な証券経済の点で税率引上げを正当化できるわけではないのである⁶⁰。

(2) 金融所得の分離課税に段階的な税率を採用することの検討

次に、増税の対象を富裕層に絞るため、金融所得の分離課税につき一定の金額を超える金融所得に高い税率を適用するアプローチについて検討をする。

アメリカのバイデン政権は、前述のとおり富裕層（調整総所得が100万ドル超の高額所得者）の長期資本利得及び適格配当所得に給与所得や事業所得等に適用される総合課税の最高税率（比較的高い税率）と同じ税率を適用すべきことを提案している。外国の税制を参考にしようとする場合には、その環境等の前提を整理する必要があるが、アメリカでは（年末調整は存在せず）給与所得者を含む基本的にすべての納税者が納税申告書を提出することとされている。他方で、わが国では給与所得者の多くは申告不要となり、また証券投資のための特定口座が普及している。特定口座は、納税者にとって非常に利便性が高く簡素であり、国民の証券市場へのアクセス向上（老後自助に備えた証券投資拡大）という政策目標達成のうえでも有効に機能している。とくに、「特定口座（源泉徴収あり）」の利用により確定申告不要とすることができる制度は、納税者及び国の両者に多大なメリットがある。

一定金額を超える金融所得につき高税率を適用するアプローチは、一般に特定口座での取引であれば所得の金額を系統的に容易に把握することができるものの、投資者が複数の

くなり、経済が沈滞する。国際金融センターの実現を目指すうえでも、信頼できる市場の確立は不可欠である。

⁶⁰ なお、令和2年度の税制改正により、一般NISAは、2024年から二階建ての制度に見直したうえで、2028年末まで5年間延長された。一階部分はつみたてNISAと同様の投資対象商品に年間20万円の非課税投資が可能とされ、二階部分は一階部分への投資を原則に、上場株式等に年間102万円の非課税投資が可能とされる。ただし、何らかの投資経験がある者が二階で上場株式のみに投資を行う場合には一階での投資を必要としないこととされている。

証券会社に口座を開設し取引を分散することで一つの証券会社あたりの所得金額を低く抑えることも可能であるから単純にはいかない⁶¹。それにもかかわらず現行の源泉徴収制度が上手く機能しているのは、税率が一定の比例税率のためである。仮に一定金額以上の金融所得について高税率で（累進税率又は複数段階の税率を適用して）源泉徴収を行うためには、金融機関横断的なシステムによる名寄せが必要とされる。分離課税の金融所得に段階的な複数税率を効率的に適用しようとするならば、そのためのインフラ整備が必要である⁶²。

また、一般口座による取引の場合⁶³、取得費の情報は納税者側で管理することとされており、納税者の側で所得の金額を計算することとなるため、現状でのシステム対応は難しい。そこで、多くの給与所得者が確定申告不要となる現行制度の維持を前提とした場合、閾値の水準によっては多くの投資者に確定申告の手間を強いることとなるため、一層の慎重な検討が必要のように思われる⁶⁴。

(3) 税制の中立性と将来的な拡張性

今後、金融分野のさらなる発展により、金融と不動産等の各種資産の融合はますます進展することが見込まれることから、租税の経済的中立性の点で整合的な扱いとすることが望ましい⁶⁵。また、小口投資者は標準化された既成の金融商品に投資する選択肢しかないところ、

⁶¹ さらに、社会保険料を考慮に入れた場合、源泉徴収のみで課税関係が完結する資産性所得は、経済的な実態として納税者にとって有利にはたらくことが多いと考えられている。たとえば、国民健康保険料のうち所得割の算定基礎額となる住民税の総所得金額等の計算において、特定口座（源泉徴収あり）内の上場株式等の譲渡所得は算定基礎額から除外されることとなり、一般に有利な扱いとなる（市区町村では算定基礎額の上場株式等の譲渡所得金額を把握できないため）。

⁶² または、一定以上の金額の金融所得を有する者に確定申告と納税を義務づけるアプローチも考えられるが、いずれにしても全ての金融口座（利子所得を対象とする場合は銀行口座等を含む）へのマイナンバーの紐づけが前提であり、またシステム対応等のインフラ整備が必要となる。

効率性や公平性の観点から中長期的な情報技術の発展のもとで、マイナンバー（社会保障・税番号制度）、資料情報制度及び源泉徴収制度等を適切に活用した納税環境の整備とあわせて検討すべきように思われる。

⁶³ 一般的な証券会社での取引の場合、株式等の買付の申込を行う都度、注文者が特定口座又は一般口座での買付を選択することとされており、特定口座を開設したからといって自動的に全ての取引が特定口座で行われるわけではない。

また、投資者の意思とは無関係に、証券発行主体側の都合（スピンオフの組織再編成等）で特定口座から一般口座に証券が払出される場合や証券会社間の口座移管に伴い一般口座区分での取引を強いられる場合もある。

⁶⁴ 将来的に、一般的な給与所得者を含む全ての納税者が原則として納税申告書を提出するという納税環境が整備されるならば実現可能であろう。実際に、アメリカ連邦税制では給与所得者を含むすべての納税者が原則として納税申告書を提出することとされており、納税者が国を支えていることを実感できるようになるという点で民主主義制度のもとで本来望ましいことである。

⁶⁵ また、岩崎政明教授は、土地にかかる運用益および譲渡益に対する課税方法について、本来は資本所得として金融所得と同じ所得区分であるべきとしつつも、帰属地代等の問題などから特別扱いがなされていることを踏まえ、支出税への転換をしない限り、資本所得の完全な一体化は難しいとする見解を示しておられる（岩崎、2011、9頁）。そこで、将来を見据えて制度設計を検討する必要があるだろう。

まとまった資金を有する富裕層は証券化された不動産等を含むオーダーメイド型の金融商品に投資することができる（税制面を含む個々の富裕層のニーズに合った金融商品を金融機関が組成し提供する）など、一般の大衆投資者と富裕層では投資環境が異なる点（つまり、選択肢が多い富裕層に有利な点）も考慮に入れる必要があるだろう。

アメリカのバイデン政権が提案をしている富裕層の長期資本利得及び適格配当所得への比較的高い税率の適用は、株式等の金融商品取引からの利得のみならず、広く投資目的で保有されている不動産等の取引からの利得も対象とされている⁶⁶。このように増税の対象を特定の資産からの所得に限定せず対象を広げる⁶⁷ことは、一般論として、資産性所得を構成する各種所得（たとえば金融所得と土地・建物等の譲渡所得）間での租税の経済的な中立性を保ち、また租税負担の公平性を高めることにつながる⁶⁸。

また、富裕層の金融所得に対する軽減税率の適用を制限すべきという観点からは、むしろ、リスクの低い利子所得の税制から先に改めるべきであり、利子所得の税制をそのままに、リスクを負担する株式投資等からの所得の税率を引上げることは、経済的中立性を損ない市場を歪めることにつながる。なお、この点につきアメリカ連邦税制では、相対的にリスクの低い利子所得には累進課税が行われ、相対的に大きなリスクを負担する株式投資からの所得よりも高い税率が適用される仕組みとされている。

そこで、本来的に、富裕層の資産性所得全般を増税の対象とするアプローチが中立性の点からは望ましい。

ところで、わが国の資産性所得の税制（とくに分離課税が用いられている金融所得税制、土地・建物の譲渡所得の税制）は、歴史的な経緯から政策税制が複雑に入り込む構造となっている。そのうえに、さらに格差拡大の是正という政策税制を導入するのであれば、短期的に現在の構造を維持したうえでなるべく簡素な税制とすることが望ましい。今後とも、金融

⁶⁶ そもそも富裕層は税制上のインセンティブがなくとも余剰資金を投資に回すから一方的に増税しても問題ないのではないかとする主張もあるかもしれない。しかし、将来的に投資者が負担することとなる所得税は理屈の上では市場における価格形成に反映されることとなるため（投資者段階でのネットのキャッシュフローの減少は価格下落要因）、たとえば株式投資からの所得に限定した税率引上げは、株式市場に何らかの悪影響（超過負担）をおよぼす可能性がある。

⁶⁷ 実現主義を用いる所得税制のもとでのロックイン効果（前掲注 58 参照）を考慮に入れると、高すぎる税率は避けたいところであるが、課税ベースを広くとることで低い税率でも多くの財源を調達することが可能となる。

また、現代の民主的な租税思想のもとでの申告納税制度において、国民の税制に対する信頼は必要不可欠である。今日、税制は納税者の不公平感の意識にこたえることが求められており、そこで、たとえ単独の財源規模としては大きくなくとも富裕層に限った実質増税を行うことは、申告納税制度を支える国民の税制への信頼を維持するうえで大きな意味がある。

⁶⁸ また、企業の成長を阻害しないという観点からは、事業所得等の納税者が積極的に関与する活動からの所得を対象から除外し、金融所得等を中心としたパッシブな投資からの所得のみを対象とすることが必要とされよう。

や不動産等を取り巻く市場環境は大きく変化することが予想され、その都度、政策税制としての特別措置も迅速な対応(税制改正)が求められることになるだろう⁶⁹。金融所得税制はグローバルな金融市場の変化に対応する必要があるが、土地・建物の税制も、その時々为社会情勢により政策目標が頻繁に変化する典型的な政策税制である(たとえば、土地投機の抑制、その後の土地取引の促進など)。

新たな税制の創設にあたっては、導入当初のみならず、長期的な将来の拡張性を視野に入れ、また政策税制の目標達成度合いに応じた柔軟な対応が可能となるような設計が望ましい。新たな税制の課税の対象についても、必要に応じて拡大(または、場合により対象を縮小等)できるような柔軟性が政策目標達成を目的とする租税特別措置の制度設計には求められよう。なお、本来的には富裕層の分離課税の資産性所得全般を増税の対象とすることが(中立性の点で)望ましいが、現実論として、資産性所得を構成する所得のなかには新たな税制の導入にあたり環境整備を要するものもある。その場合の次善の策として、まずは準備の整った所得(分離課税の一定の金融所得等)を対象に導入をはじめ、後の環境整備等の状況により、その他の分離課税の資産性所得(たとえば利子所得⁷⁰や土地・建物等の譲渡所得等)へと対象を順次拡大するアプローチをとることもやむをえないように思われる。

(4) 社会保障制度を考慮に入れた税制の設計

わが国でも、アメリカと同様、高齢化社会の到来に伴い社会保障財政は厳しさを増している⁷¹。持続的な社会における再分配機能の維持にあたっては、所得税等の租税制度のみならず社会保障制度と併せた実質面での検討をすることが必要とされる⁷²。

わが国では、勤労性所得には健康保険料等の社会保険の負担が課されるが、資産性所得には課されない⁷³。アメリカ連邦税制における高額所得者の資産性所得を対象とした投資純利益税(NIIT)は、高額所得者の勤労性所得(賃金等)に課されるメディケア税と等価の負担となる税制として存在することが本稿で確認された。アメリカの制度を参考に、持続可能な社

⁶⁹ 別の側面から、情報技術の発展も納税環境を大きく変化させる可能性がある。たとえば、情報技術の発展により確定申告のハードルは現在よりもさらに下がるかもしれない。

⁷⁰ 現行制度上、利子所得のほとんどは源泉徴収のみで課税が完結し(申告不要)、確定申告書上に反映されない。

⁷¹ 労働者の賃金等を対象とした社会保険料の負担の増加は、それが労使折半による制度の場合、企業にとってコスト増加につながることから賃上げの阻害要因となり、さらに中期的には機械等への置き換えによる雇用の減少、ひいては労働分配率の低下につながり経済格差拡大の方向に機能する懸念がある。そこで、勤労性所得にかかる社会保険料等の過度な負担の増加は、雇用への悪影響などの弊害の点からも望ましくないだろう。

⁷² 租税法の立場から、たとえば、増井(2016)参照。

⁷³ なお、わが国の所得税制度では社会保険料は所得控除として控除可能であるため、勤労性所得にかかる社会保険料の負担がそのまま納税者の負担となるわけではない(所得税及び住民税での所得控除による税額の圧縮分だけ実質的な負担は減少することとなる)。

会保障のために必要な財源確保という広い視野から、富裕層の資産性所得には勤労性所得の社会保険の負担に相当する一定の負担を新たに課すことも必要のように思われる。

具体的には、富裕層の資産性所得に所得税とは別の新たな税目で附加的に租税の負担を課すこと（所得税等の確定申告書を用いてあわせて申告し納税する方式の採用）が効率的である⁷⁴。

7. 本稿の結論

本稿では、格差拡大の是正に向けた税制改正の提案として、アメリカの投資純利益税等を参考にわが国の実情（たとえば源泉徴収や年末調整、特定口座等が整備され給与所得者の多くは確定申告を要しない）を踏まえた富裕層の金融所得等資産性所得の税制のあり方について検討を行った⁷⁵。その結果、所得金額⁷⁶1億円⁷⁷を超える納税者の一定の資産性所得（本来は

⁷⁴ その場合、所得税等の確定申告書上で富裕層対象のいわゆる特別税等の名称で記入欄を設けることで、税制として格差拡大の是正に取り組んでいる姿勢を納税者に効果的にアピールすることができる。

⁷⁵ 本稿では、格差拡大の是正に向けた税制改正の提案として、富裕層の一定の資産性所得を対象とした新たな税制について検討し提案をしたが、再分配の強化という点ではさらに贈与税及び相続税等、所得税制全般（給付付き税額控除を含む）を、また格差拡大是正の観点から教育政策を含む総合的な政策の検討が必要とされよう。

⁷⁶ ここでいう所得金額とは、課税される所得金額（申告分離課税の所得がある場合には課税される所得金額の合計金額）をいう。

ただし、現行制度上、特定口座（源泉徴収あり）内における上場株式等の譲渡による所得の金額等につき申告不要とする選択をした場合、または特定口座（源泉徴収あり）における上場株式等の譲渡による所得の金額若しくは上場株式等の配当等に係る配当所得等の金額を含めずに申告した場合には、その所得の金額は確定申告書上の課税される所得金額に反映されないことになるため、新たな課税制度の導入にあわせて申告不要制度等についても見直しが必要である（たとえば、申告不要とされる所得金額を含む課税される所得金額が1億円以上の場合には、申告不要制度の選択に制限をかけ（申告を義務づけ）、特定口座（源泉徴収あり）の所得も新たに創設される税目の目的のみ課税対象としての所得金額に含める仕組みとする）。

⁷⁷ 本稿の目的は、わが国で所得税の累進課税が機能しなくなる富裕層（所得税負担率が低下する所得金額1億円を超える高所得層）に適切な租税負担を課す方法について考察を行うものである。直近の国税庁申告所得税標本調査によれば、合計所得金額1億円超2億円以下（1人あたりの平均所得金額134,071,624円）の階級の納税者1人あたりの「配当所得等」の平均は17,725,245円であり、平均所得額に占める割合は13.22%である。また、同階級の納税者1人あたりの「株式等の譲渡所得等」の平均は78,864,590円であり、平均所得額に占める割合は58.82%である。そこで、当該階級の納税者1人あたりの「配当所得等」に「株式等の譲渡所得等」を加えた金額は96,589,835円（平均所得額に占める割合は72.04%）となる。なお、1つ下の所得階級である合計所得金額5,000万円超1億円以下（1人あたりの平均所得金額67,284,485円）の納税者1人あたりの「配当所得等」の平均は7,779,765円であり、平均所得額に占める割合は11.56%である。また、同階級の納税者1人あたりの「株式等の譲渡所得等」の平均は30,850,980円であり、平均所得額に占める割合は45.85%である。当該階級の納税者1人あたりの「配当所得等」に「株式等の譲渡所得等」を加えた金額は38,630,745円（平均所得額に占める割合は57.41%）となる。そこで、所得金額1億円超の階級の納税者は、（所得金額1億円以下の階級と比べて）単に配当及び株式譲渡所得等の金額が増えるのみならず、納税者の所得金額に占める配当及び株式譲渡所得等の金額の割合が高まることも示しており、それにより所得税負担率が低下していることになる。

また、アメリカの事例ではあるが、バイデン政権が提案する長期資本利得及び適格配当所得への増税提案でも、年間の調整総所得が100万ドル（\$1=110円換算で1億1000万円）超を閾値としている

分離課税の資産性所得全般とするのが中立性の点で望ましいが、まずは一定の金融所得からはじめ将来的に拡大)を対象⁷⁸に新たな租税の負担を課す(所得税とは別の新たな税目で附加的に課税する)べきとの結論にいたった。最後に、公平・中立・簡素の点から制度設計の妥当性を確認する。

まず、本稿の提案は、格差拡大の是正という公平の実現を目的とするものである。現行の所得税は、本来、総合課税のもとで再分配機能のある累進税率を用いるべきところ、政策税制による特別措置で金融所得等の一定の所得につき比例税率の分離課税が用いられ、結果的に富裕層に過剰な税制上の恩恵(租税負担の軽減)をもたらしている。そこで、所得税負担率が低下する所得金額1億円を超える富裕層に限り所得税を補完する新たな租税の負担を課すことは、実質的に本来の総合課税による累進税率の適用に戻すこととなり、公平性(垂直的公平)を回復することになる。

次に、中立性について、特定の資産からの所得にのみ他とは異なる税率を用いることは、結果として市場を歪めることとなるおそれがある。将来的に富裕層の分離課税の資産性所得全般を課税の対象とすることで、投資対象となる資産間の中立性向上につながるだろう⁷⁹。

最後に簡索性について、対象者(納税義務者)を相当の富裕層に限定した附加的な税制を新たに創設するアプローチは、既存の複雑な税制にさらにパッチワーク的な修正を加える方法よりも簡素である⁸⁰。さらに、本稿の目的である格差拡大の是正とは無関係の税制改正(個別の政策税制の変更)が将来的に行われる場合であっても、その影響を最小限にとどめることができる点は優れているといえよう。

(成蹊大学経営学部教授)

参考文献

- 伊藤公哉(2015)「高等教育と税制—政策実現と公平・中立・簡素な制度設計の両立を目指して」『大阪経大論集』66巻1号, 131-163頁。
- (2017)「トランプ大統領の国境税の行方を考える—仕向地主義キャッシュフロー法人税の検討を中心に」『税務弘報』65巻5号, 82-96頁。
- (2021)『アメリカ連邦税法〔第8版〕』中央経済社。

ことから、格差拡大是正を目的とする(大衆増税が目的ではない)富裕層の定義(所得の閾値)として1億円超という水準は妥当なように思われる。

⁷⁸ 本稿が提案する新たな租税の納税義務者は所得金額1億円を超える個人である。

⁷⁹ たとえば、利子所得に本来の適切な租税負担を課すことのできるようにする等の将来的な拡張性が必要である。

⁸⁰ また、執行面において大規模なシステム対応等を必ずしも必要としない点で優れている。そのほか、集めた税額を明確に測定できる点は、政策効果の事後評価の点で望ましいといえよう。

- 岩崎政明（2011）「所得税の種類および所得区分の動向」『租税法研究』39号, 1-13頁。
- 梅田高樹（1982）「富裕税の創設とその終末」『税務大学校論叢』15号, 209-327頁。
- 岡直樹（2014）「日本の所得税負担の実態—高額所得者を中心に」『フィナンシャル・レビュー』118号（平成26年第2号）財務省財務総合政策研究, 47-76頁。
- 金子宏（1991）「所得税制改革の方向—いわゆる『抜本的税制改革』の意義と限界」『所得課税の研究』有斐閣, 1-34頁（所収, 同（1996）『所得課税の法と政策』有斐閣, 88-124頁）。
- （2000）「シャープ勧告の歴史的意義—21世紀に向けて」『租税法研究』28号, 1-33頁。
- （2002）「総説—譲渡所得の意義と範囲」『日税研論集』50号, 3-31頁。
- （2019）『租税法〔第23版〕』弘文堂。
- 菊谷正行（2016）「『富裕税法』再導入論」『経営志林』53巻2号, 23-40頁。
- 金融庁金融所得課税の一体化に関する研究会（2021）「金融所得課税の一体化に関する研究会論点整理」2021年7月7日。
- 国税庁（2021）「令和元年分 申告所得税標本調査」2021年3月。
- 佐々木誠（2010）「租税特別措置法等（金融・証券税制関係）の改正」『改正税法のすべて 平成22年度版』大蔵財務協会, 103-147頁。
- 自由民主党・公明党（2015）「平成28年度税制改正大綱」。
- （2016）「平成29年度税制改正大綱」。
- （2017）「平成30年度税制改正大綱」。
- （2018）「平成31年度税制改正大綱」。
- （2019）「令和2年度税制改正大綱」。
- （2020）「令和3年度税制改正大綱」。
- 政府税制調査会（2007）「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」（平成19年11月）。
- （2009）「平成22年度税制改正大綱—納税者主権の確立に向けて」（平成21年12月）。
- （2015）「第23回税制調査会（2015年10月14日）財務省説明資料（所得税②）」。
- （2016）「第5回税制調査会（2016年10月25日）財務省説明資料（所得税③）」。
- （2018）「第19回税制調査会（2018年10月23日）財務省説明資料（個人所得課税）」。
- 政府税制調査会金融小委員会（2004）「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」平成16年6月15日, <https://www.cao.go.jp/zei-cho/history/1996-2009/etc/2004/160615.html>（最終閲覧日：2021年8月12日）。
- 田中治（2002）「所得税の税率の法理論」『日税研論集』49号, 3-34頁。
- 中川秀空（2011）「アメリカの高齢者医療制度の現状と課題」『レファレンス』721号, 5-28頁。
- 日本証券業協会ほか（2020）「令和3年度税制改正に関する要望【要望項目説明資料（2020年9月）】」。

野村総合研究所 (2020) 「野村総合研究所, 日本の富裕層は133万世帯, 純金融資産総額は333兆円と推計」 (2020年12月21日)。

樋口範雄 (2019) 『アメリカ高齢者法』 弘文堂。

増井良啓 (2016) 「再分配の手法と税制」 『租税法研究』 44号, 1-13頁。

森信茂樹 (2016) 「金融所得課税への課税強化と二元的所得税」 『税と社会保障のグランドデザインを』 東京財団 (第6章)。

——— (2021) 「東京財団政策研究所コラム (税・社会保障改革2021年5月21日) 米国バイデン大統領提案から考えるわが国税制の課題—連載コラム『税の交差点』第86回」 2021年5月21日, <https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=3756> (最終閲覧日: 2021年8月12日)。

Joint Committee on Taxation (2009a). Description of the Revenue Provisions of H.R. 3200, the “America’s Affordable Health Choices Act of 2009” (JCX-30-09), July 14, 2009.

——— (2009b). Estimated Revenue Effects of the Revenue Provisions Contained in the Chairman’s Mark of the “America’s Healthy Future Act of 2009” (JCX-35-09), September 16, 2009.

Kofsky, A.M. & Schmutz, B.P. (2018). What Long Strange Trip It’s Been for the 3.8% Net Investment Income Tax, *Maryland Law Review Endnotes*, 78, pp.14-40.

OECD (2015). *In It Together: Why Less Inequality Benefits All*, Paris: OECD Publishing.

——— (2021). *Inheritance Taxation in OECD Countries*, OECD Tax Policy Studies, 28, Paris: OECD Publishing.

Piketty, T. (2014). *Capital in the Twenty-First Century*, Cambridge: Harvard University Press. (邦訳書として, 山形浩生ほか訳『21世紀の資本』みすず書房, 2014年)。

Saez, E. & Zucman, G. (2019). *The Triumph of Injustice: How the Rich Dodge Taxes and How to Make Them Pay*, New York: W.W. Norton & Company, Inc. (邦訳書として, 山田美明訳『つくられた格差—不公平税制が生んだ所得の不平等』光文社, 2020年)。

U.S. Department of the Treasury (2021). *General Explanations of the Administration’s Fiscal Year 2022 Revenue Proposals*, <https://home.treasury.gov/policyissues/taxpolicy/revenueproposals> (last visited August 12, 2021).

White House (2021). *The American Families Plan*, April 2021, <https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2021/04/American-Families-Plan-Fact-Sheet-FINAL.pdf> (last visited August 12, 2021).

[附記] 本稿脱稿後, 日本経済新聞の「金融所得 税率上げ議論」と題された報道記事 (2021年10月7日朝刊) に接した。また, 租税法学会第50回記念総会に出席し, 「租税法の未来」

分科会の山田麻未会員の報告「金融所得課税の今後の展望と課題—所得課税を中心に」に接した。